

<適格中央清算機関の定義>

【関連条項】第1条第7号の3

第1条-Q1 エクスポージャーを有する中央清算機関が「適格中央清算機関」に該当するか判断する際に、留意すべき点は何ですか。(平成25年3月28日追加)

(A)

第1条第7号の3に規定のとおり、第1条第7号の2に規定する中央清算機関のうち、

- ① 銀行がリスク・センシティブ手法により当該中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって必要な情報を銀行に提供している者であること
- ② 本邦の中央清算機関である者又は海外の中央清算機関のうち当該中央清算機関が設立された国において適切な規制及び監督の枠組みが構築されており、かつ、当該規制及び監督を受けている者であること

の両要件を満たす中央清算機関が、適格中央清算機関に該当することとなります。

このうち、①に関しては、バーゼル銀行監督委員会が作成及び公表した統一的なフォーマット (http://www.bis.org/publ/bcbs227_template.xls) に従って算出した結果が、各中央清算機関から銀行に対して提供されることが予定されています。

また、②のうち海外の中央清算機関については、当該中央清算機関が設立された国において、国際決済銀行・支払決済システム委員会 (BIS/CPSS) 及び証券監督者国際機構 (IOSCO) 専門委員会が平成24年4月16日付で公表した「金融市場インフラのための原則」(原題: Principles for financial market infrastructures) と整合的な国内規則や規制が適用されており、かつ、当該規則等に基づき適切に監督されていることが、公表されている必要があります。

(注) なお、バーゼル銀行監督委員会から公表されている通り、2013年から1年間は、①及び②のいずれについてもその適格性の確保に向けた取組みが具体的になされているのであれば、仮に①又は②の要件を満たさなかったとしても適格中央清算機関として扱うことが許容されます。ただし、②については、各国当局の取組みが公表されていることが必要となります。

＜オフ・バランス取引の担保＞

~~【関連条項】第10条等~~

~~第10条-Q1 第10条第3項等の「信託業法第三十一条に規定する清算機関その他これに類する者」には、信託業法上の清算機関のほかに、どのような先が含まれますか。
-(平成18年7月28日追加、平成22年12月17日修正、平成25年3月28日削除)-~~

~~(A)~~

~~我が国では、金融機関等を相手方として対象取引について債務引受に関する業務を行っていること、参加者が当該損失の全部を負担する旨を規則等において定めていること等の点に照らし、現時点では、内国為替制度の運営主体としての一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークのみが「清算機関・・・に類する者」に該当すると考えられます。~~

~~また、海外においては、当該国において自己資本規制上、清算機関としての扱いを認められている機関が、「清算機関・・・に類する者」といえると考えられます。~~

<株価指数先物取引の取扱い>

【関連条項】第 78 条第 2 項等

第 78 条-Q10 株価指数先物取引の信用リスク・アセットの額はどのように計算すればよいですか。(平成 20 年 3 月 31 日追加、平成 25 年 3 月 28 日修正)
--

(A)

株価指数先物取引は第 78 条第 2 項第 2 号に規定する「先物資産購入」に該当する取引であるため、同項の規定により、当該取引の対象資産に係る与信相当額に当該資産に係るリスク・ウェイトを適用して（標準的手法採用行にあつては出資等のエクスポージャー、内部格付手法採用行にあつては株式等エクスポージャーとして）、当該取引の対象資産に係る信用リスク・アセットの額を算出する必要があります。

~~ただし、当該取引の相手方が第 10 条第 3 項に規定する「清算機関等」に該当するものである場合にあつては、当該取引の相手方の信用リスク・アセットの額を算出することは要しません。~~

<担保付デリバティブ取引の計算方法>

【関連条項】 第 113 条、第 79 条の 2、第 88 条

第 113 条-Q1 担保付デリバティブ取引（いわゆる CSA 契約による取引）の資本賦課は具体的にどのように計算すればよいですか。（平成 25 年 3 月 28 日修正）

(A)

第 79 条の 2 において再構築コスト（RC）が零を下回ることができないとされているのは、負の再構築コストによりアドオンを相殺することを認めない趣旨です。これに対し、いわゆる CSA 契約による取引の場合には、差入れられた担保をエクスポージャーと認識するのに対応し、負の再構築コストを認識することが認められます。しかし、負の再構築コストによりアドオンを相殺することを認めないという第 79 条の 2 の趣旨は CSA 契約による取引でも妥当します。その上で、例えば、イニシャルマージンなど、再構築コストを上回る担保を徴求している場合には、当該超過担保によって、アドオンを相殺することは可能です。よって、具体的な計算方法は次のようになります（C は受取りの場合に正の値、差入れの場合に負の値とします）。

①受入れ担保の場合： ~~$E^* = \max\{RC - C(1 - Hc - Hfx), 0\} + \text{アドオン}$~~

②差入れ担保の場合： ~~$E^* = \max\{RC - C(1 + Hc + Hfx), 0\} + \text{アドオン}$~~

<ビッグバンプロトコル>

【関連条項】 告示第 120 条第 4 号

第 120 条-Q1 契約当事者ではなく決定委員会（Credit Derivatives Determinations Committee）が信用事由の認定を行うクレジット・デリバティブについて、信用リスク削減手法として用いることができますか。（平成 25 年 3 月 28 日追加）

(A)

プロテクションの購入者である銀行が決定委員会に対して信用事由の認定に関する決議の要求を行うことが可能であり、かつ、決定委員会がプロテクション提供者に対して独立的な立場を確保している場合、当該クレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いることが可能です。

<ファンドに含まれる派生商品取引等の取扱い>

【関連条項】第 167 条第 1 項

第 167 条-Q2 第 167 条第 1 項に従い保有するエクスポージャーの裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットの総額を計算する場合（所謂ルックスルー）であって、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の中に株式関連派生商品取引が含まれている場合の信用リスク・アセットの額の算出方法はどのようになりますか。（平成 25 年 3 月 28 日修正）

(A)

第 167 条第 1 項においては、保有するエクスポージャー（所謂ファンド）の「信用リスク・アセットを直接に計算することができない場合で、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産が明らかなきときは、当該裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットの総額をもって当該エクスポージャーの信用リスク・アセットとすることができる。」と規定されています。こうした場合であって、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の中に株式関連派生商品取引が含まれるときは、第 157 条第 5 項において準用される第 79 条の規定に従い算出される額を EAD として、取引の相手方のリスク・ウェイトを乗ずることにより、取引の相手方に対する信用リスク・アセットの額及び CVA リスク相当額を算出する必要があります。これに加えて、資産のリスクに関しては、内部格付手法を採用する金融機関が株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に際して PD/LGD 方式及びマーケット・ベース方式の簡易手法を用いる場合は、第 166 条第 5 項及び同条第 6 項に従い、必要に応じショート・ポジションはロング・ポジションと見なした上で、株式等エクスポージャーの保有に対する信用リスク・アセットの額を算出することになります。

具体的には、以下のような例において、内部格付手法を採用する金融機関がマーケット・ベース方式の簡易手法を用いている場合、次のように信用リスク・アセットの額を算出することになります。

<前提条件>

- ・ファンドの時価及び当該ファンドを保有する金融機関における簿価：100 百万円
- ・株式ロング・ポジション（非上場株式）：90 百万円
- ・派生商品取引（取引所における株価指数先物、取引相手方は適格中央清算機関）のショート・ポジション（ロング・ポジションとすべて異なる銘柄で構成）：想定元本 90 百万円（日経平均株価 15,000 円、取引単位 1,000 円、6 単位、時価 10 百万円、残存期間 1 年以内）

	EAD	リスク・ウェイト	信用リスク・アセットの額
株式ロング・ポジション	90 百万円	400%	360 百万円
株式ショート・ポジション (資産に対するリスク)	90 百万円	300%	270 百万円
株価指数先物の	10 百万円+5.4	2%(注 1)	0.3 百万円-(注)

ショート・ポジション (取引の相手方に対するリスク)	百万円 (←90 百 万円×6.0%)		
<u>CVA リスク相当額</u>			<u>0 百万円(注2)</u>
合計			630.3 百万円

—(注) 第10条第3項により、「清算機関等に対するエクスポージャー」であって、同条同項第1号を満たす場合には、信用リスク・アセットの額の算出の対象外であるため。

(注1) 適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーのリスク・ウェイト

(注2) 中央清算機関との間の派生商品取引については、CVA リスク相当額の捕捉は不要

<CVA リスク相当額の算出対象>

【関連条項】第 270 条の 2 第 1 項

第 270 条の 2-Q1 デフォルト先との派生商品取引について、CVA リスク相当額を算出する 必要がありますか。 (平成 25 年 3 月 28 日追加)
--

(A)

デフォルト等の事由により、早期解約条項等に抵触した結果、派生商品取引としての特性を失っている取引については、CVA リスク相当額の算出対象から除外することが可能です。

なお、銀行取引約定書等に基づく派生商品取引であって、期限の利益喪失事由に抵触している場合であっても、当該取引が未解約である場合には、CVA リスク相当額を算出することが必要となります。ただし、この場合において、一般的に随時解約可能な状態と考えられる債務者との取引であれば、CVA リスク相当額の算出における満期について、フロアである 1 年とすることが可能です。

<標準的リスク測定方式>

【関連条項】第 270 条の 3 第 2 項

第 270 条の 3-Q2 標準的リスク測定方式での CVA リスク相当額の算出にあたり、留意すべき点は何ですか。（平成 25 年 3 月 28 日修正）

(A)

標準的リスク測定方式を用いて CVA リスク相当額を算出する場合、信用リスク区分、すなわち、外部格付に応じた掛目を適用することとなります。この場合において、参照すべき適格格付機関やカウンターパーティが複数の外部格付を有している場合の取扱いについては、信用リスクの標準的手法に係る格付の使用基準に準じて取扱うことが適切と考えられます。すなわち、掛目の判定に当たっては、あらかじめ適格格付の使用基準を設けることが必要となるほか、複数の格付がある場合は 2 番目に低い掛目を用いることとなります。

一方で、適格な外部格付を有しないカウンターパーティについては、信用リスク・アセットの計測手法に基づき、掛目を適切に判断することとなります。

内部格付手法採用行においては、基本的に全ての債務者について、内部格付制度に基づき債務者格付を付与する一方、当該債務者格付については、それぞれの格付区分について外部格付との対応関係をもたせることが一般的と考えられます。したがって、カウンターパーティの債務者格付に対応した外部格付に係る掛目を適用することとなります。この場合において、債務者格付毎に適用される掛目については、外部格付との対応関係とともに、あらかじめ信用リスク管理指針に規定することが必要となります（注）。

標準的手法採用行においては、内部格付制度を用いて信用リスク・アセットの額を算出することは認められていないことから、債務者格付を付していたとしても対応した掛目を適用することは認められません。この場合、標準的手法の法人等向けエクスポージャーにおいて無格付のエクスポージャーについては、外部格付 BBB 相当（信用リスク区分 4-3）と等しい 100%を適用することとなっていることにかんがみ、外部格付 BBB 格相当（信用リスク区分 1-3）に応じた掛目である 1%を適用することとなります。

（注）ただし、リテール先や一部の中小企業等、外部格付へのマッピングが適切ではないと考えられる相手先については、機械的にマッピングすることが求められるわけではなく、標準的手法採用行の取扱いに準じて一律の掛目を適用することも認められます。

<先進的リスク測定方式>

【関連条項】 告示第 270 条の 4

第 270 条の 4-Q1 先進的リスク測定方式を用いて CVA リスク相当額を算出するに当たり、留意すべき点は何ですか。(平成 25 年 3 月 28 日追加)

(A)

先進的リスク測定方式を用いて CVA リスク相当額を算出する場合、予め金融庁長官より承認を受けた内部モデルに基づき、将来時点の期待エクスポージャーの額 (EE) を用いて、信用スプレッドの変動を要因とした CVA の変動に係るマーケット・リスクの額を算出することとなります。

ここで、内部モデルを用いてマーケット・リスク相当額を算出する場合には、日次でそのリスク量を計測することが必要となるのに対し、先進的リスク測定方式を用いて CVA リスク相当額を算出する場合には、必ずしも日次でそのリスク量を計測することは求められていませんが、最低限月次で計測することが必要となります。

なお、ウインドウ・ドレッシングを防ぐ観点から、CVA リスクを日次で計測している場合にはマーケット・リスク相当額の場合と同様に 60 営業日の平均値をもって、また、CVA リスクを月次で計測している場合には四半期中の各月次計測値 (月末) の平均値をもって、その基準日の CVA バリュース・アット・リスク又は CVA ストレス・バリュース・アット・リスクとすることが求められます。

<所要自己資本の額の下限>

【関連条項】附則第9条、第13条、第24条、第36条、第47条

附則第9条-Q1 所要自己資本の額の下限（いわゆるフロア）を計算する際の参照手法はどのように考えればよいですか。（平成19年9月28日修正、平成22年3月31日修正、平成25年3月28日修正）

(A)

内部格付手法又は先進的計測手法を新たに採用する金融機関に対しては、告示に定める一定期間中全体所要自己資本額フロアの計算が求められますが、原則として、当該手法を採用する直前に採用していた手法が参照手法となります。ただし、基礎的内部格付手法から先進的内部格付手法へ移行する場合には、当該直前に採用していた手法として、標準的手法を参照手法とすることも可能です。同様に、粗利益配分手法から先進的計測手法へ移行する場合には、当該直前に採用していた手法として、基礎的手法を参照手法とすることも可能です。

なお、バーゼルⅠを常に参照手法として用いることが可能ですが、その際、信用リスクとオペレーショナル・リスク全体に適用することとなります。この場合、フロアの目的に鑑み、新所要自己資本の額としては、バーゼルⅢにおける経過措置期間の調整等（調整項目に係る経過措置、危機対応出資等）を行わないものとして算出した新所要自己資本の額を用いることとなります。

(注) バーゼルⅢ実施後のフロアの取扱いについては、現時点（平成25年3月28日時点）で、国際的な課題の一つであり、当該議論の結果によっては、本邦での取扱いが変更となる可能性があることに留意が必要です。

以下、具体例に沿って典型例を解説します（なお、バーゼルⅡ初年度の平成19年3月末をT期とし、特別な言及が無い場合には、T期より前はバーゼルⅠを、当該日以降は信用リスクに関しては標準的手法、オペレーショナル・リスクに関しては粗利益配分手法を適用しているものとします。）。

適用手法について次のとおり略称を使用します。

S A：標準的手法	B I A：基礎的手法
F I R B：基礎的内部格付手法	T S A：粗利益配分手法
A I R B：先進的内部格付手法	A M A：先進的計測手法

- ① T期以降、F I R B→A I R B→A M Aの承認を受けた場合の参照手法
(①' 上記①の場合で参照手法としてバーゼルⅠを用いる場合)
- ② T期以降、F I R B→A M A→A I R Bの承認を受けた場合の参照手法
(②' 上記②の場合で参照手法としてバーゼルⅠを用いる場合)
- ③ T+1期以降、F I R B→A I R B→A M Aの承認を受けた場合の参照手法
- ④ T+1期以降、F I R B→A M A→A I R Bの承認を受けた場合の参照手法

①の場合

		→ F I R B		→ A I R B		→ A M A	
		T	T + 1	T + 2	T + 3	T + 4	T + 5
信用 リスク	フロアの 水準	95%	90%	90%	80%		
	参照手法	バーゼル I		F I R B (or S A) T S A		F I R B (or S A) A M A	
オペレー ショナル ・リスク	参照手法			95%		90%	
	フロアの 水準	95%	90%				

(①' の場合)

		→ F I R B		→ A I R B		→ A M A	
		T	T + 1	T + 2	T + 3	T + 4	T + 5
信用 リスク	フロアの 水準	95%	90%		80%	90%	80%
	参照手法	バーゼル I					
オペレー ショナル ・リスク	参照手法						
	フロアの 水準	95%	90%		80%	90%	80%

②の場合

		→ F I R B		→ A M A		→ A I R B	
		T	T+1	T+2	T+3	T+4	T+5
信用 リスク	フロアの 水準	95%	90%	80%		90%	80%
	参照手法	バーゼル I		S A A M A		F I R B (or S A) A M A	
オペレー ショナル ・リスク	参照手法			F I R B T S A (or B I A)		A I R B T S A (or B I A)	
	フロアの 水準	95%	90%		80%		

(②' の場合)

		→ F I R B		→ A M A		→ A I R B	
		T	T+1	T+2	T+3	T+4	T+5
信用 リスク	フロアの 水準	95%	90%		80%	90%	80%
	参照手法	バーゼル I					
オペレー ショナル ・リスク	参照手法						
	フロアの 水準	95%	90%		80%	90%	80%

③の場合

				← F I R B		← A I R B		← A M A
		T	T+1	T+2	T+3	T+4	T+5	
信用 リスク	フロアの 水準	/	90%	90%	80%			
	参照手法		SA TSA	F I R B (or SA) TSA		F I R B (or SA) AMA		
オペレー ショナル ・リスク	参照手法	/	/	/	/	A I R B T S A (or B I A)		
	フロアの 水準					90%	80%	

④の場合

				← F I R B		← A M A		← A I R B
		T	T+1	T+2	T+3	T+4	T+5	
信用 リスク	フロアの 水準	/	90%	80%		90%	80%	
	参照手法		SA TSA	SA AMA		F I R B (or SA) AMA		
オペレー ショナル ・リスク	参照手法	/	/	F I R B T S A (or B I A)		A I R B T S A (or B I A)		
	フロアの 水準			90%	80%			